



2022年5月24日

各 位

会社名 中部鋼鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 重松 久美男
(コード番号 5461 名証プレミア)
問合せ先 取締役総務部長 松田 将
(TEL 052-661-3811)

(訂正)「定款一部変更のお知らせ」の一部訂正について

2022年5月10日付の適時開示資料「定款一部変更のお知らせ」につきまして、誤りがございましたので、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 訂正の理由

記載の内容に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。

2. 訂正の内容

(訂正前)

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長 <u>1</u> 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。会長は会社経営に関し社長の相談に与かり、社長は取締役会の決議を執行し会社の業務を統理する。副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐して会社の日常業務を処理し、社長に事故があるときは副社長、専務取締役、常務取締役	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長 <u>1</u> 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。会長は会社経営に関し社長の相談に与かり、社長は取締役会の決議を執行し会社の業務を統理する。副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐して会社の日常業務を処理する。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ

の順によりその職務を代行する。	定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。
-----------------	---------------------------

(訂正後)

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。会長は会社経営に関し社長の相談に与かり、社長は取締役会の決議を執行し会社の業務を統理する。副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐して会社の日常業務を処理し、社長に事故があるときは副社長、専務取締役、常務取締役の順によりその職務を代行する。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。会長は会社経営に関し社長の相談に与かり、社長は取締役会の決議を執行し会社の業務を統理する。副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐して会社の日常業務を処理する。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。</p>

以上